

一般財団法人 鶴見奨学研究助成財団  
研究助成募集要項（2024年度）

1 設立趣意の概要

当財団の出資元となる株式会社鶴見製作所は創業以来、水を通じて社会の発展に貢献することを目指してまいりました。水とのかかわりを通じた社会環境の充実、或いは自然災害等からの復旧・復興や防災・減災分野に貢献するには、一企業の枠を越えて、

これらに関連する新しく、独自の技術開発等に取り組んでいる研究者等を支援することが、「地球」そして「かかわるすべての人」という2つの軸を中心とした社会の課題解決に貢献できるだろうと考えました。

そこで2024年に創業100周年を迎えるにあたり、実践的・創造的技術者となる人材の育成を目的とした奨学金の支給、並びに将来の水中ポンプのコア技術である流体力学や造形・鋳造等の科学技術分野における日本の優れた学術研究に対して研究助成金を支給することで、若く優秀な技術者と研究者の育成と科学技術の振興及び発展向上を通じて、地球規模での持続可能な社会環境の創造に貢献すべく、当財団を2023年10月6日に設立いたしました。

当財団は、上記出資元の設立趣意に基づき、奨学金及び研究助成事業を実施して参ります。

2 応募資格・助成対象

日本国内の大学・研究所等に所属する研究者 個人またはグループで、産業科学技術分野のうち、主として下記に関する研究に従事するものであって、先進性・創造性に優れ、かつ、その成果が産業科学技術の進歩・発展に大きく貢献すると思われる研究を対象とします。ただし、助成を受けようとする研究内容につき、他の団体からの助成を受けていないことを条件とします。なお、過去に当会の助成を受けた場合でも再応募は可能です。

【研究分野】

※研究区分（基礎・応用・開発）は問いませんが、設立趣意に合致する科学技術分野といたします。

- 2.1 流体力学に関する分野
- 2.2 鋳造・造形に関する分野（素形材含む）
- 2.3 水中モータに関する分野
- 2.4 生産性の向上や生産技術力に関する分野

### 3 助成内容

#### 3.1 研究対象期間

一般研究助成：2024年4月1日～2025年3月31日（1年間）

長期研究助成：2024年4月1日～2027年3月31日（3年間）

#### 3.2 助成金額

一般研究助成：100万円/年

長期研究助成：300万円（3年間合計）

#### 3.3 納付時期

2024年4月頃

なお、助成期間が3年間の長期研究助成においては、中間報告書の書面審査を経て、各年度100万円を4月頃に振込いたします。（下記6.研究助成受給者の義務参照）

### 4 募集内容

#### 4.1 募集期間

2024年1月5日～2024年1月31日

（期限に間に合わない方は事前に事務局までご相談ください）

#### 4.2 申請方法

当財団指定の研究助成申請書を作成し、当社宛にメールにて申請ください。

送信先：zaidan1@tsurumifoundation.or.jp

件名：研究助成への応募

#### 4.3 採用件数

4件程度

#### 4.4 選考結果通知

2024年3月初旬ごろに、応募者に選考結果を通知いたします。採用者には、別途提出必要書類などについてご連絡いたします。

長期研究助成（3年間）を申請された場合、一般研究助成（1年間）として採用する場合があります。

### 5 選考方法

当財団の研究助成選考委員会により、応募内容を審議し、採否を決定いたします。

### 6 研究助成受給者の義務

#### 6.1 研究助成に関する義務

研究助成受給者は、以下の義務を果たして頂く必要があります。

（1）研究助成金支給の対象となった研究の完了

（2）研究助成金の適正な管理をして頂き、当財団指定の「助成金使用明細書」

を作成し、研究終了後2ヶ月以内(翌年度5月末まで)に提出をお願いします。

また、要求に応じて、領収書等の証拠書類を提出して頂きます。

(3) 成果を記載した、当財団指定の「研究成果報告書」を作成し、研究終了後2ヶ月以内(翌年度5月末まで)に提出をお願いします。研究の期間が複数年度にわたる場合は、単年度毎に中間報告書を提出して頂き、研究助成選考会の書面審査を経た上で、助成金の支給を継続するかを決定します。

特許等の事由により提出が遅れる場合は、お問い合わせください。

(4) 研究成果の全部または一部の発表(下記7.公表参照)

(5) 法令、当財団の諸規程および研究倫理を順守ください。

## 6.2 申請内容の修正に関する義務

以下に該当する場合は、あらかじめ書面にて理事長に報告して頂き、承認を得て頂く必要があります。

(1) 研究助成金支給の対象となった研究を中止または延期しようとするとき

(2) 研究助成金支給の対象となった研究が予定の期間内に終了しないとき

(3) その他、研究助成金の申請に際して提出した各項の内容に変更があるとき

## 7 公表

### 7.1 研究助成の公表

研究助成を受けた、研究テーマ、所属機関、申請者名は当財団のホームページに掲載することがあります。

### 7.2 研究成果の公表

当財団において、研究成果の全部または一部を発表します。必要に応じて、終了後翌年度の当財団の発表会にて発表を行います。

### 7.3 研究内容の公表

研究助成を受けた研究について、論文等で他所に公表する場合は、当会で助成を受けた旨を明記し、その印刷物または写しを当会宛に郵送またはメールでお送り頂くようお願いいたします。

## 8 監査

理事会において必要があると認めた場合は、受給者またはその所属機関に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、または経理ならびに研究の内容等について監査することがあります。

## 9 研究助成金の決定の取消、中止、及び返還

受給者が、以下のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、研究助成金の支給決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに支給した一部もしくは全部の

返還を求めることがあります。

- (1) 受給者が6項「研究助成受給者の義務」に定める義務を果たせないと認めたとき
- (2) 虚偽の申し出または報告を行なったとき
- (3) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (4) その他、本規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

## 10 問い合わせなど

本件に関する問い合わせは、下記までお願いいたします。

なお、本助成事業においてお預かりした個人情報については、当財団の「プライバシーポリシー」に準じて取り扱います。

メール：zaidan1@tsurumifoundation.or.jp